



かめだ

平成7年(1995)

4/15

No.5687

◆編集・発行 亀田町役場企画課 〒950-01 新潟県中蒲原郡亀田町泉町3丁目4番5号 ☎(025) 381-2111 FAX(025) 381-7090

県議会議員選挙

梁取 隆氏と 武田貞彦氏の 2人が当選!

4月9日に行われた新潟県議会議員一般選挙では、定数2に対し3人が立候補し、選挙が行われました。即日開票の結果、梁取 隆氏(自民・現)と武田貞彦氏(市民・新)が当選しました。開票の結果は次のとおりです。

《中蒲原郡区候補者別得票数》

当	梁取 隆	(自民・現)	13,710票
当	武田 貞彦	(市民・現)	7,234票
次	高橋 正博	(社会・新)	6,665票

《亀田町の投票結果》

有権者数	23,820人	有効票数	13,495票
投票者数	13,736人	投票率	57.67%

町議会議員選挙

4月23日投票

4月18日 示 告

亀田町議会議員選挙は、4月18日に告示され、4月23日が投票日です。

■投票日

4月23日(月)の午前7時から午後6時まで、各投票所において。

■投票できる人の要件

昭和50年4月24日以前に生まれた人。ただし、禁治産者、禁固刑以上の刑に処せられ執行中の入、公民権停止者は除かれます。

また、4月17日が選挙権の登録日・基準日ですので、3か月以前(平成7年1月17日)に住民登録の届け出をした方には、選挙権があります。

■転入した人は

4月1日以降、町内で転居した人は、転居以前の投票所で投票してください。(郵送する投票所入場券に



記載してあります)

■入場券の郵送

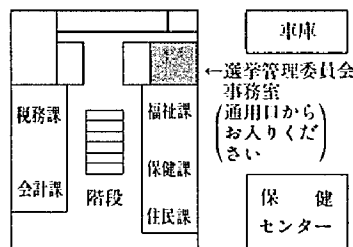
有権者の人には、投票所入場券を4月15日ごろ発送します。投票には入場券が必要で、入場券に記載してある投票所でなければ投票できません。忘れずに持参してください。なお、投票日の間近になっても入場券が届かない方は、選挙管理委員会にご連絡ください。

告示後は不在者

投票ができません

やむをえない用事、旅行やお産、病気などのため、投票日に投票できない方は不在者投票ができます。この場合、「宣誓書」に不在理由を記入し、署名・捺印していただきます。役場一

階の選挙管理委員会事務室へ、印鑑を持参のうえおいでください。期間は告示日から投票日の前日までです。



役場庁舎正面入口

町民会館で

開票します

■開 票：4月23日 午後

7時30分に開票作業開始
開票を参観する人は、町民会館大ホールから入場し、観覧席で参観してください。なお、開票中は静粛にし、作業の妨げにならないよう、ご協力をお願いします。

働きたい女性の フープ口講習会

■開催日：5月8日～6月26日 毎週月・水・金曜
9時30分～15時30分

■会 場：保苺O.Aスクー
ル(新潟市学校町通2)
■問い合わせ：県婦人就業
援助センターへ
☎265-4195

国民年金 平成6年度の保険料は 今月中に納付を

平成6年度の国民年金保険料は納めましたか。平成6年4月から平成7年3月までの保険料は、4月中であれば役場から送付されている納付書で、役場の窓口、あるいは金融機関で納めることができます。

この期間を過ぎると、社会保険事務所に直接出向いて納付するか、または社会保険事務所が新たに発行する納付書で納めなければなりません。保険料を納めないままにしておくと、万一、事故にあったときの傷害基礎年金や遺族年金、また将来に備えての老齢基礎年金が受けられなくなることもありま

すから、もう一度よく確かめ、未納があれば、必ず今月末までに納めましょう。

新しい水道料金についてお願い

亀田町水道局

平素水道事業に対し、格別なご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび水道料金改定について2月21日開会の町議会臨時会においてご議決いただき、6月1日以降の使用水量にかかる水道料金（7月分から）および水道加入金（6月1日以降の申し込みから）を改定することになりました。

亀田町の水道は、昭和8年10月創設以来、住民生活や地域産業活動の水需要増加に應えるため、5次にわたる水道施設の拡張事業を行い、「豊富で安全な水」を送りつけてまいりましたが、第5次拡張事業（昭和62年度完了）後、企業債（借入金）の償還および施設拡張による運営経費が増高し、財政運営が厳しい状況であります。町議会から適切な提言や助言をいただき、水道事業のあらゆる部門において経費の節減等、企業努力をし今日まで水道料金を改定せずにまいりました。

近年の経済情勢から大口利用者の施設改良および水使用システムの改善など水需要の構造変化、気象条件（冷夏、暖冬など）などにより給水収益（水道料金等）が伸び悩み、平成5年度決算で第3条予算の収支で1億3千3百万円の欠損金（累積赤字）が生じ、加えて年次計画的に実施している導水管（沢海から向山浄水場まで水を送る石綿管）の布設替え、浄水施設（旧浄水施設）の改修、各道路に埋設されている老朽化した配水管の布設替え、出水不足の解消および「安全でおいしい水」の供給（水質基準値の充塞）など積極的に取り組まなければならない事業が多くあります。

このため、水道局あげて諸経費節減に努めても現行水道料金では累積赤字の解消も望めない状況から、住民のみなさんも厳しい経済情勢の中、誠に心苦しい限りであります。19年ぶり平均29.43%の水道料金改定をお願いすることになりました。

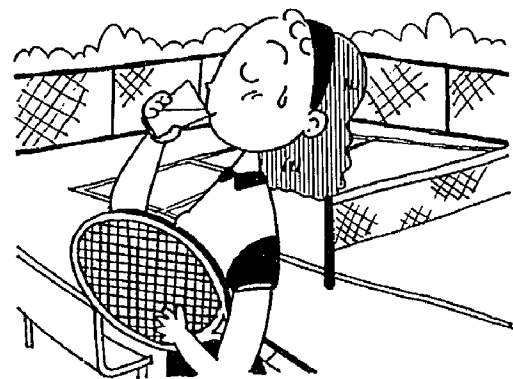
なにとぞ、事情をご推察のうえ、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

※なお、下水道料金は、現行どおりです。

水道料金に関するお問い合わせは水道局へ。

水道町2-4-3

☎381-3101



水道料金改定表

(消費税は含まれておりません)

メーター口径 (%)	固定料金 (据置) (円)	水 量 料 金								浴 水 料	場 道 金 (円)
		1 m ³ ~10 m ³ まで1 m ³ 当り				10 m ³ 越えるもの1 m ³ 当り					
		現 行 (円)	改 定 (円)	差 額 (円)	値上率 (%)	現 行 (円)	改 定 (円)	差 額 (円)	値上率 (%)		
13	220	49	55	6	12.24	84	115	31	36.90	固定料金及び10 m ³ までは右と同じ	水量料金10 m ³ を越えるもの1 m ³ 当り42円は据置
20	600										
25	1,000										
30~40	4,300										
50	7,800										
75	19,500										
100	42,700										
150	60,900										

※料金の計算方法

$$\text{水道料金} = (\text{固定料金} + (10 \text{ m}^3 \text{まで} 550 \text{円}) + (115 \text{円} \times 10 \text{ m}^3 \text{を越える水量})) \times 1.03 \text{ (消費税)}$$

◇新しい料金早見表 (新旧対照)

メーター口径13%の使用者の1ヶ月分料金

(消費税を含んだ料金です)

m ³	現 行 (円)	改 定 (円)	m ³	現 行 (円)	改 定 (円)	m ³	現 行 (円)	改 定 (円)	m ³	現 行 (円)	改 定 (円)	m ³	現 行 (円)	改 定 (円)
1	277	283	11	817	911	21	1,683	2,096	31	2,548	3,280	41	3,413	4,465
2	327	339	12	904	1,030	22	1,769	2,214	32	2,634	3,399	42	3,499	4,583
3	378	396	13	990	1,148	23	1,856	2,332	33	2,721	3,517	43	3,586	4,701
4	428	453	14	1,077	1,266	24	1,942	2,451	34	2,807	3,635	44	3,672	4,820
5	478	509	15	1,163	1,385	25	2,029	2,569	35	2,894	3,754	45	3,759	4,938
6	529	566	16	1,250	1,503	26	2,115	2,688	36	2,980	3,872	46	3,846	5,057
7	579	623	17	1,336	1,622	27	2,202	2,806	37	3,067	3,991	47	3,932	5,175
8	630	679	18	1,423	1,740	28	2,288	2,925	38	3,153	4,109	48	4,019	5,294
9	680	736	19	1,509	1,859	29	2,375	3,043	39	3,240	4,228	49	4,105	5,412
10	731	793	20	1,596	1,977	30	2,461	3,162	40	3,326	4,346	50	4,192	5,531

※水道料金の計算 (一般家庭標準使用例)

メーター口径13%、1ヶ月23 m³使用の場合

固定料金	220円
1 m ³ ~10 m ³ (55円×10 m ³)	550円
10 m ³ を越えるもの (115円×13 m ³)	1,495円
1ヶ月の水道料金	2,265円

$$2,265 \text{円} \times 1.03 \text{(消費税 3\%)} = \underline{2,332 \text{円}}$$

◇水道加入金の改定表

新規に水道を引かれメーターを設置される方

(消費税は含まれておりません)

メーター口径 (%)	現行加入金 (円)	改定加入金 (円)
13	20,000	30,000
20	50,000	75,000
25	87,000	117,000
30~40	270,000	420,000
50	440,000	660,000
75	1,180,000	1,400,000
100	2,300,000	2,680,000
150	管理者が別に定める額	管理者が別に定める額

町立 教職員の異動

【早通小学校】
 転出：教頭・佐藤芳弘（濁東・西小）、西沢隆（白根・大鷲小）
 転入：教頭・森山恵子（柏崎・鮎石小）
 【亀田小学校】
 転出：斎藤秀子（退職）、谷黒靖（上川・三宝分小）阿部敏也（栃尾・栃尾南小井上恵美（両津・内海府小）
 転入：諸橋智（加茂・石川小）、桑原直子（両津・両尾小）
 【亀田東小学校】
 転出：校長・長谷川貢（退職）、阿部悠（新潟・東青山小）、早川和子（白根・白井小）、斎藤美那子（新潟・丸山小）、宮村敏子（新潟・太夫浜小）
 転入：校長・網干稔（新発田・米倉小）、大矢俊（新潟・湊小）、岡田直子（村松・村松東小）、吉原いづみ（新潟・泉立養護）、石



東小・網干校長

川はなえ（豊栄・葛塚東小、大橋裕（白根・大鷲小）
 【亀田西小学校】
 転出：教頭・若井利信（湯沢・神立小）、安達哲夫（上越・城東中）、市橋佳代（両津・両津小）、山崎治子（白根・白井小）、五十嵐淳（新潟・鏡淵小）、石黒直樹（柏崎・榎原小）、加藤直子（赤泊・赤泊小）、渡辺正基（新潟大学）
 転入：教頭・西山文夫（新潟・鳥屋野小）、斎藤明子（五泉・川東小）、南昭子（村上・野淵小）、戸田一夫（柏崎・米山小）、須田佳子（新潟・新関小）
 【亀田中学校】
 転出：石井克亮（退職）、渡辺勉（退職）、金田宏行（新潟・松浜中）、青木文之（新潟市教委）、小山美津子（大和・大和中）、佐藤久子（新潟・新津二中）
 転入：川原雅史（柏崎・柏崎二中）、藍沢まき子（六日町・六日町中）、池田麻子（加茂・葵中）、川谷内正樹（新採用）、酒井康江（新採用）
 【亀田西中学校】
 転出：納谷幸久（退職）、守田康子（新潟・金津中）
 茂木裕（新潟・市立養護）
 金谷美佳（柏崎・柏崎三中）

曾川信行（三川・三川中）
 市村玄子（笹神・笹神中）
 転入：松木俊二（新潟・新津一中）、長嶋則子（新潟・金津中）、佐藤孝一（水原・水原中）、天野ゆかり（栄・栄中）
 *印は、昇任した人

役場職員の異動

異動および昇格昇任する職員

※（ ）内は旧の所属
 【課長 級】
 農政商工課長・渡辺功二（議事事務局局長）
 建設課長・中林喜一郎（農業委員会事務局局長）
 議事事務局局長・山崎昌弘（総務課）
 農業委員会事務局局長・高橋忠男（住民課）
 【一般 職】
 議事事務局：主任・遠山明美（建設課）
 総務課：副参事兼財政係長・沢田雄司、庶務係長・田村敏郎（税務課）、主任・三原和美（会計課）、主任・片山久美子（保健課）、主事・田辺善和
 企画課：広報統計係長・渋谷ヤイ子、主任・榎並秋広（生涯学習課）、主事・笹谷龍也（農政商工課）
 建設課：課長補佐兼工務係

長・乙川和芳（水道局）、主任・榎並雄二（税務課）
 技師・高橋敏二（下水道課）
 技師補・笹崎竜昭（新採用）
 下水道課：課長補佐兼施設第1係長・田辺今造、主任・中林慶子（総務課）、主任・真島信彦（建設課）
 農政商工課：副参事兼農政係長・石沢正明、商工係長・熊倉久子、主任・小亦伸弘（住民課）
 農業委員会：管理係長・皆川房子、主事補・小嶋正義（水道局）
 生涯学習課：主任・高橋直子（総務課）、公民館主任・熊谷澄人（企画課）、主事・原政之（住民課）、主事・立川正史、主事・枝並素子
 学校教育課：学校給食調理場係長・中林俊樹（生涯学習課・公民館）
 税務課：収税係長・枝並克弘（農業委員会）、固定資産係長・滝沢一義、主任・浅井良子（生涯学習課）
 主事・井上勝雄（企画課）
 主事・山田論、主事補・中村篤史（新採用）
 主事補・野本正博（新採用）
 会計課：主任・湯浅里子（水道局）、主事補・八幡輝代（新採用）
 住民課：課長補佐・後藤勝（建設課）、年金係長・渡辺澄、戸籍・住民登録係長・磯部秀子（議事事務局）
 主事・藤田利江子、主事補・山田和美（新採用）
 保健課：国民健康保険係長・

乙川惣一（学校教育課・学校給食調理場）、主事・酒井佳子（税務課）、技師・富沢智美、主事・松井雅徳、技師補・藤田明美（新採用）
 一般廃棄物処理場係長・佐竹孝治、衛生員第1係長・新田見一夫、衛生員第2係長・荒木栄市
 福祉課：福祉第1係長・阿部裕、福祉第2係長・藤谷博志（税務課）、児童福祉係長・佐藤紀代子、主事・渡辺美代子
 水道局：副参事・坂井清助、副参事・佐藤克雄、副参事兼工務第1係長・村木強（建設課）、庶務係長・鈴木絹子（下水道課）、浄水第1係長・熊倉和男、浄水第2係長・南場豊、工務第3係長・風間正昭、技師補・荒井修（新採用）、技師補・本田昌隆（新採用）
 消防署：主幹・池田盛男、消防副士長兼機関員・木滑健一、消防副士長兼機関員・新保浩
 【保育園 等】
 第1保育園：指導主任・坂井ノリ子、主任・川島マチ子（第4保育園）、主任・吉野立子（第3保育園）、主任・片山政子、主任・鈴木節子、調理員兼用務員・山田ケイ子（第4保育園）
 第2保育園：指導主任・近藤邦子、主任・清野伸子、主任・今井孝子（第5保育園）、主任・近藤智恵子（第4保育園）、主任・斉藤薫、主任・加賀則子、主任・岡田和子、調理員兼用務員・榎原千栄子（第5保育園）
 第3保育園：指導主任・土田有子、主任・福島悠子、主任・長沢美智子、主任・見田俊子（第2保育園）、主任・三村淳子（第4保育園）、主任・高橋幸子（第5保育園）、主任・佐藤由美子、主任・玉木正子、主事・平松裕子（第3保育園）、主事・大野知子（第5保育園）、調理員兼用務員・小坂井留美子（第1保育園）
 第5保育園：指導主任・岡田信子、主任・大沢チツ子（第1保育園）、主任・見田美智子、主任・小柳春子、主任・佐藤久江（第2保育園）、調理員兼用務員・馬場三七子（第3保育園）
 母子寮：主任・野口恵子（第1保育園）

退職した職員
 建設課長・土橋稔、農政商工課長・高橋健一、母子寮・山本和、保健課・高橋玲子、建設課・西山実、一般廃棄物処理場・小池丈夫

国民健康保険 こんなときは必ず 14日以内に届け出を

はいるとき	
他市町村から転入したとき 持っていくもの ■転出証明書 ■印かん	退職などで職場の健康保険をぬけたとき 持っていくもの ■健康保険の離脱証明書 ■印かん
生活保護を受けなくなったとき 持っていくもの ■保護廃止決定通知書 ■印かん	子どもが生まれたとき 持っていくもの ■被保険者証 ■母子手帳 ■印かん

やめるとき	
職場の健康保険に入ったとき健康保険の扶養家族になったとき 持っていくもの ■国保と健康保険の被保険者証 ■印かん	他市町村へ転出するとき 持っていくもの ■被保険者証 ■印かん
死亡したとき 持っていくもの ■被保険者証 ■印かん	生活保護を受けるようになったとき 持っていくもの ■被保険者証 ■保護開始決定通知書 ■印かん

そのほか	
住所・世帯主・続柄が変わったとき 持っていくもの ■被保険者証 ■印かん	旅行や修学などで別の被保険者証がほしいとき 持っていくもの ■被保険者証 ■印かん ■学生証か在学証明書(修学)
被保険者証をなくしたり、よごして使えなくなったとき 持っていくもの ■印かん ■身分を証明するもの ■被保険者証(使えなくなったとき)	修学で他市町村に住んでいて子どもが帰ってきたとき 持っていくもの ■被保険者証 ■印かん

交通事故にあったら

もし交通事故やけんかなど、第三者から傷害を受けた場合、医療費は全額加害者が負担するのが原則です。

しかし、弁償が遅れたり不十分であった場合には、国民健康保険の窓口「第三者行為による被害届」を提出しますと、国民健康保険被保険者証を使用し治療を受けることができます。

この治療費は便宜的に一時立て替えておくだけで、あとで加害者から返還していただきます。

注) 被害者が、加害者から治療費を受けとっている場合は使用できません。

亀田町新用途地域 素案まとまる

(別添のリーフレットも合わせて参照してください)

別表(住居系用途移行概要)

現行用途地域	新用途地域	建築出来ない主な建物
第二種住居地域 専用地域	第一種中高層住居専用地域	○単独事務所 ○床面積500㎡を超える店舗・物販店等
住居地域	第一種住居地域	○カラオケボックス ○床面積が3,000㎡を超える物販店等

新用途地域素案 説明会開催

このたび、町の「新用途地域素案」がまとまりましたので、素案の説明会を次のとおり開催します。

■開催日：5月10日(水) 19時から

■会場：亀田町役場1階 多目的ホール

また、説明会に参加できない人のために、素案の掲示を行います。

■掲示期間：5月11日から17日まで(土・日曜を除く) 8時30分～17時

■掲示場所：亀田町役場1階ロビー

新用途地域 素案の概要

素案の概要

亀田町では現在法律によって定められた8種類の用途地域のうち、6種類を指定していますが、今回の改正により、商業系・工業系用途地域を除く2種類の用途地域が新用途地域へ移行(変更)されることとなります。

■町の移行方針
①国・県の移行方針に基づいています。

初級者向けの 外国語講座開講

新潟県国際交流協会では、初級者向けの外国語講座を開催します。受講希望者は、同協会へ電話でお申し込みください。

☎285-6020

【ハンゲル講座】

■対象：18歳以上の初心者

■期間：5月23日～12月19日の毎週火曜日(24回)

■場所：新潟市新光町16-4 新潟県国際交流協会

■時間：昼クラス14時～17時 夜クラス18時～21時

新潟市外国語講座のご案内

新潟市では、初心者向け外国語講座を開催するにあたり、近隣市町村の住民にも参加を呼びかけています。

■講座名：①ロシア語講座 入門・初級、②中国語講座 入門・初級、③ハンゲル講座 入門

■受講料：月額4千円

■期間：4月～3月

■申し込み：新潟市教育委員会生涯学習課

☎0250(22)9667

チャリティ ウォークラリー

白根市では、阪神大震災被災者救援チャリティとして「第12回全国一斉ウォークラリー大会」を開催します。

■開催日：5月21日(日) 9時～12時(小雨決行)

■集合場所：白根総合公園(白根カルチャーセンター前)

■内容：①さつきコース(4km)、②フルッココース(4km)、③田園コース(4km)

の応募処置
■対象：一般市民、自主サークル代表者
■講師：町消防署救急隊
■受け付け：当日会場
■問い合わせ：生涯学習課 ☎381-2111 内線282

職業準備訓練生を募集します

新潟障害者職業センター(新潟市大山2丁目)では、知的な障害等を持つ人を対象に、これからの就職を容易にするために、働くことの基本的ルールやマナーを中心に訓練する「職業準備訓練」の訓練生を募集します。訓練期間は、4月26日から6月20日までの間です。募集人員は10人です。希望者は同センターへお申し込みください。

☎271-0333

早起き野球大会 参加チーム募集

早起き野球大会が、5月14日から始まります。参加するチームは、早めにお申し込みください。

■開催日：5月14日(日)

■会場：町民グラウンド、かわね公園グラウンド

■参加資格：亀田町に在住もしくは在職する、中学生以上のチーム

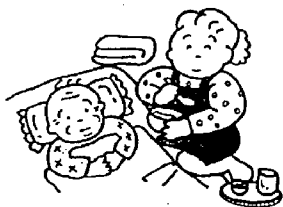
■申し込み：4月27日(木)までに生涯学習課、公民館、またはインクラスポーツ店、ササキスポーツ店へ



申し込みは、申し込み用紙を提出後、電話での申し込みは受付できません。(用紙は申し込み先に用意されています)

レディースセミナー

高齢者介護 6回コース



女性に関心の高いテーマを設定し、学習していただく機会として、レディースセミナー(女性講座)を年2回開催します。第1回は「高齢者介護」をメインテーマとする6回コース。ぜひ、ご参加ください。

■開催日：4月24日、5月15日、6月19日、7月24日、8月21日、9月18日の各月曜日、6回コース。毎回9時～12時

■会場：公民館、保健センター等

女性に関する高いテーマを設定し、学習していただく機会として、レディースセミナー(女性講座)を年2回開催します。第1回は「高齢者介護」をメインテーマとする6回コース。ぜひ、ご参加ください。

安全教室「救急車が来るまで」

もしものときに備えて、応急処置の知識と技術を習ってみませんか。

■とき：4月21日(金)、27日(木)の2回コース 19時～21時

■場所：町民会館

■内容：救急車が来るまでの応急処置

■対象：女性
■定員：40人(定員になりしだい締切ります)

■費用：実費程度

■申し込み：所定の用紙またはハガキに氏名、住所、電話番号、勤務先を記入して、公民館(新町町1-2-4)へお申し込みください

■問い合わせ：公民館 ☎381-2728

ともだち募集!

「うさぎの会」では、幼稚園・保育園に入園前の子どもたちを対象に、週に一度集まり、楽しく元気に自主保育活動を行っています。お母さん方との情報交換や、子どもどうしの友好の輪を広げませんか。

■活動日時：毎週木曜日 午前10時～12時30分

■会場：公民館資料室(旧役場)

■問い合わせ：明石恵子 ☎381-1854

《星うさぎ》

■活動日時：毎週金曜日 午前10時～12時30分

■会場：公民館資料室(旧役場)

■問い合わせ：明石恵子 ☎381-1854

《花うさぎ》

■活動日時：毎週木曜日 午前10時～12時30分

■会場：公民館資料室(旧役場)

■問い合わせ：明石恵子 ☎381-1854

《星うさぎ》

■活動日時：毎週金曜日 午前10時～12時30分

■会場：公民館資料室(旧役場)

■問い合わせ：明石恵子 ☎381-1854

《花うさぎ》

■活動日時：毎週木曜日 午前10時～12時30分

■会場：公民館資料室(旧役場)

■問い合わせ：明石恵子 ☎381-1854

自然科学館の 催し物案内

◆楽しい自然教室

■とき：4月22日(日) 13時30分～14時30分

■場所：実験室

■内容：砂鉄で遊ぶ

◆プラネタリウム星空散歩

■とき：4月22日(日) 15時40分～16時20分

■場所：プラネタリウムドーム

■内容：5月の星空、水星、土星環消失について

◆紙ヒコキ工作教室

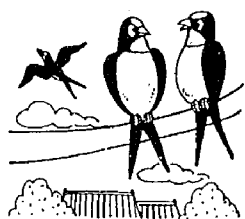
■とき：4月23日(月) ①13時30分、②15時

■場所：講堂

■内容：競技用飛行機スカイカプセルを作成

※いずれも、入館料で参加できます。詳しくは、自然科学館まで。

☎283-3331



行政相談員に 土橋稔氏を委嘱



亀田町の行政相談員として、土橋稔さん（写真）が総務庁長官から委嘱されました。任期は4月1日から平成9年3月31日までの2か年です。

《行政相談員の仕事》

みなさんの行政に対する身近な“窓口”として、

- ・処理が遅い
- ・説明に納得できない
- ・このように改めてほしい

など、役場をはじめとする公共機関の仕事について、苦情や相談、ご意見などを受け付けています。（刑事事件は扱いません）

毎月1日を行政相談の日（1日が日曜、祝日にあたる場合は翌日）とし、午前9時から正午までみなさんからの相談を受けます。また、手紙や電話での相談も受け付けます。お気軽にご相談ください。秘密は固く守ります。

●行政相談員

土橋 稔氏

亀田町新明町1-4-29

☎381-6285

勤労者等住宅建設資金

最高500万円 5月19日まで予約申し込みを受付

町内に居住する勤労者などで、町内に住宅を新築、または増改築をしようとする人に対し、最高500万円まで、資金の貸付けを行います。（申し込み多数の場合、抽選になります）

《貸付対象》

- ①町内に自ら居住するために住宅の新築、増改築を行う人（建売住宅を含む）
- ②申し込み人の昨年の収入または所得が、次の額の人
 - ◇給与所得のみの場合…収入金額850万円
 - ◇その他の場合…総所得金額655万5千円
- ③申し込み時において新築、増改築の工事請負契約を締結していないこと（建売住宅を除く）
- ④住宅部分の床面積が50平方メートル以上165平方メートル以下であること（増改築の場合は完成後の面積）
- ⑤構造は問いません

《貸付条件》

- 貸付金額 新築・建売50～500万円
増築・改築50～300万円
- 貸付利率 年4.30%（固定金利）
- 償還方法 元利均等毎月償還（ボーナス償還併用可能）

《予約申し込み》

- 受付期限 5月19日（金）まで
- 受付場所 亀田町役場農政商工課または新潟県労働金庫

※お問い合わせは、農政商工課（☎381-2111内線280）または、新潟県労働金庫東新潟支店（☎241-1331）へ。

◆住民の動き

◆告知板

ごめいふく

（3月後半届出）

故	長谷川藤松	世帯主	住	西二町	3	区
長谷川	敦	寛	本	西三町	3	区
田邊	喜一郎	本	諷	山三町	23	区
小川	喜一郎	本	諷	山三町	23	区
佐藤	信吉	本	諷	山三町	23	区
小林	美津江	本	諷	山三町	23	区
村山	義雄	本	諷	山三町	23	区
豊島	順司	本	諷	山三町	23	区
佐々木	亮	本	諷	山三町	23	区
佐々木	亮	本	諷	山三町	23	区
長谷部	又蔵	本	諷	山三町	23	区
高橋	英介	本	諷	山三町	23	区
村山	英介	本	諷	山三町	23	区
坂上	信八	本	諷	山三町	23	区
村田	太郎	本	諷	山三町	23	区
三輪	泉	本	諷	山三町	23	区

※掲載を希望しない方は、届出の際に、住民課窓口までお申し出ください。

行政相談 5月1日

■ところ 新明町1・4・29
■相談員 土橋 稔さん（☎381）6285 役場や公共機関の仕事への苦情、相談を受け付けます。お気軽にどうぞ。

心配ごと相談所 毎週火曜日

■時間 午前9時30分～午後3時
■ところ 福祉協議会事務局（新明町1） ※この時間内に、電話での相談も受け付けます。☎（381）722
1 個人の秘密は厳守、お気軽にご相談ください。

酒害相談 毎週土曜日

■ところ 公民館 ■担当 新潟県酒害相談員
個人の秘密は厳守、お気軽にご相談ください。

犬・猫の引取り 5月11日

■時間 午前8時30分～9時
■ところ 役場保健課
■手数料 1頭（子犬・子猫は10頭）1、600円（未登録の犬は登録料3、000円を加算）
事情により飼えなくなった犬（大型犬を除く）・猫の引取りを希望する人は、前日までに保健課へ連絡してください。☎（381）2111 内線156